

請願の
審査状況

平成一八年第一回定例会には三件の請願が提出され、審査を行いました。結果、二件が採択、一件が継続審査となりました。

とを表明しております。
小山ヶ丘廃プラスチック中間処理施設建設計画の見直しを求める請願
本件につきましては、私の任期中は、事業を凍結することとを表明しております。
小山ヶ丘廃プラスチック中間処理施設建設計画の凍結を求める請願
本件につきましては、私の任期中は、事業を凍結することとを表明しております。

採 択

東京・宝塚動物霊園に関する請願
「交通安全協会に関する法の整備を求める意見書」提出の請願

継続審査

認可園・認証園にはもつと幅の広い対応を求める請願
請願の処理経過及び結果報告

平成一七年第四回定例会において採択された請願について、市長から処理経過及び結果について報告がありました。
葬儀場建設に対する条例等の制定や行政指導の請願
葬儀場建設につきましては、可能な範囲での基準等の制定に向け検討を始めました。本年度は町田市の現状や他都市の状況等の調査を行い、来年度早めの制定に向けて検討を進めております。

容器包装プラスチック処理業務事業に関する請願
本件につきましては、私の任期中は、事業を凍結することとを表明しております。

町田市小山ヶ丘廃プラスチック圧縮処理施設建設計画の再考を求める請願
本件につきましては、私の任期中は、事業を凍結することとを表明しております。

【請願項目一】 兄弟児同一園入所、病後児保育実施園の拡大、利用者負担の軽減につ
きましては、早急に実施することは困難ですが、状況等を勘案し利用者の負担軽減、利便性の向上の実現にむけて検討します。

【請願項目二】 税の所得控除、税率等の変更等から利用者負担率も変動しますのでシミュレーションを行い適正な利用者負担率の維持に努めます。

廃プラスチック中間処理施設に関する請願
本件につきましては、私の任期中は、事業を凍結することとを表明しております。

可決した

議案の内容

町田市国民保護協議会条例
例

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき「町田市国民保護協議会」の組織、運営に関し必要な事項を定めるため制定するもので、公布の日から施行されます。

町田市防災会議条例の一部を改正する条例
町田市防災会議委員の追加と幹事及び部会を設置するため改正するもので、公布の日から施行されます。

町田市災害派遣手当等の支給に関する条例
災害や武力攻撃事態などが生じた場合に、国の行政機関等から派遣された職員に対し、派遣手当が支給できるように制定するもので、公布の日から施行されます。

【請願項目一】 引き続き定員の弾力化、分園の促進等を実施することにより待機児解消を図るとともに、幼稚園の預かり保育の拡大の実現にむ

ら施行されます。

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
障害者自立支援法の施行に伴い、結核・精神医療給付金の必要事項を定めるため改正するもので、平成一八年四月一日から施行されます。

町田市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例
障害者自立支援法の施行に伴い、市町村に設置が義務づけられている審査会について、その委員の定数等を定めるため制定するもので、平成一八年四月一日から施行されます。

町田市通所療育施設条例等の一部を改正する条例
障害者自立支援法の施行に伴い、関係条文の改正をするもので、平成一八年四月一日から施行されます。

町田市障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例
障害者自立支援法の施行に伴い、関係条文の改正をするもので、平成一八年四月一日から施行されます。

町田市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
介護保険法の改正に伴い、介護予防事業が創設されるため関係条文の改正をするもので、平成一八年四月一日から施行されます。

町田市業師台高齢者生活訓練施設条例の一部を改正する条例
高齢者の生活訓練のほかに緊急一時保護の機能を加える

町田市市民農園条例の一部を改正する条例
二〇〇六年四月に町田市成瀬市民農園を開設することに伴い、別表の改正をするもので、平成一八年四月一日から施行されます。

町田市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例
介護保険法の改正に伴い、基金の処分範囲が変更されるため関係条文の改正をするもので、平成一八年四月一日から施行されます。

町田市介護保険条例の一部を改正する条例
介護保険法の改正に伴い、保険料を改定するとともに関係条文の改正をするもので、平成一八年四月一日から施行されます。

町田市市民農園条例の一部を改正する条例
二〇〇五年二月「町田市都市計画野津田丸山地区地区計画」として都市計画決定されたことにより、当該区域を本条例に加えるため改正するもので、平成一八年四月一日から施行されます。

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
二〇〇五年二月「町田市都市計画野津田丸山地区地区計画」として都市計画決定されたことにより、当該区域を本条例に加えるため改正するもので、平成一八年四月一日から施行されます。

町田市市民農園条例の一部を改正する条例
二〇〇六年四月に町田市成瀬市民農園を開設することに伴い、別表の改正をするもので、平成一八年四月一日から施行されます。

町田市営住宅条例の一部を改正する条例
公営住宅法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係条文の改正をするもので、平成一八年四月一日から施行されます。

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
二〇〇五年二月「町田市都市計画野津田丸山地区地区計画」として都市計画決定されたことにより、当該区域を本条例に加えるため改正するもので、平成一八年四月一日から施行されます。

町田市市民農園条例の一部を改正する条例
二〇〇六年四月に町田市成瀬市民農園を開設することに伴い、別表の改正をするもので、平成一八年四月一日から施行されます。

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
二〇〇五年二月「町田市都市計画野津田丸山地区地区計画」として都市計画決定されたことにより、当該区域を本条例に加えるため改正するもので、平成一八年四月一日から施行されます。

町田市市民農園条例の一部を改正する条例
二〇〇六年四月に町田市成瀬市民農園を開設することに伴い、別表の改正をするもので、平成一八年四月一日から施行されます。

委員会
で
附帯決議

都市環境常任委員会では、付託された案件のうち第一三三号議案「平成一八年度町田市忠生土地区画整理事業会計予算」は、委員長の報告のとおり賛成多数をもって可決されました。

算」については、原案を可決すべきものと決しました。採決終了後に附帯決議が提出され、賛成多数で左記の附帯決議を付すべきものと決しました。

記
一、二、歳入、款一、分担金及び負担金、項一、地元負担金、目一、保留地処分金、説明、保留地処分金二七億五八三四万円の予算執行にあたっては、平成一八年度事業終了を基本とし、関係地域住民への情報開示を徹底し、十分に説明されたい。
本会議の結果
三月二十四日の本会議において、一三三号議案「平成一八年度町田市忠生土地区画整理事業会計予算」は、委員長の報告のとおり賛成多数をもって可決されました。

請願の出し方

市・国等への要望を文書で提出してください。（請願の件名・要旨・理由などを簡潔に書いてください。図面や資料を添付することが必要な場合は添付してください。）

請願者の住所（法人・団体の場合は、所在地及び法人・団体の名称）を記入し、請願者（法人・団体の場合は、代表者）が署名、または記名押印（ゴム印、パソコン等で記入した場合は押印）をしてください。

請願者が2名以上のときは、外何人と記入し、その方たちが、上記と同じ方法で記入した署名簿を添付してください。

請願書の表紙に、1名以上の紹介議員（市議会議員）の署名または記名押印をしてもらい、議会事務局議事係へ提出してください。様式は次のものを参考にしてください。請願書の用紙は、議会事務局で必要な方にお渡ししていますので、遠慮なくお申し出ください。

●●●●●に関する請願 (題名を記入) 請願要旨 ●●●●● (請願の要旨を簡潔に書いてください。) 年 月 日 議長名を記入 町田市議会議長 ●●●●●様	決 裁 欄 請願第●号 (請願の件名) 請願者 住所氏名 ●●●●● 外 ●●●●●人 紹介議員 <table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 電話 ●●●●●						

* 請願はいつでも受け付けます。
定例会の開催される月（3、6、9、12月）の5日の午後5時までに提出された請願は、その定例会の会期中に審査されます。（5日が土曜日の時は7日の午後5時、日曜日または休日の時は6日の午後5時までとなります。）